

広島県告示第六百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和八年六月十八日までの間、縦覧に供する。

令和八年六月四日

広島県知事 横 田 美 香

一 道路の種類

県道

二 路線名

木野山府中線

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
府中市出口町字一本木四六〇番二地先から 府中市出口町字一本木甲四五九番一地先まで		新	五・四〇〇 〇・二〇〇	一三・九〇	拡幅
		旧	五・一〇〇 ・四〇	一三・九〇	